

愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例の



自主防犯団体支援センター が決定いたしました!!

(平成25年10月1日付)

指定団体

公益社団法人 愛媛県防犯協会連合会

趣旨



具体的な業務

- 新たな自主防犯団体の設立のための助言や指導
- 防犯以外の団体による自主防犯活動への参画のための助言や指導
- 防犯活動に関する情報提供、助言や指導
- 防犯活動のための装備品や資器材等の貸与・配布
- 自主防犯団体相互の連絡調整
- ネットワークの構築など



愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例

(自主防犯団体支援センターの指定等)

第12条 知事は、公安委員会と協議の上、営利を目的としない法人であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、県に一を限って、自主防犯団体支援センター(以下「支援センター」という。)として指定することができる。